



別記様式第2（第4条関係）

( 票 紙 )

第 〇 号

特別料務費、特別料務費及び原子炉の規制に関する法律第11条の2第4項の規定による  
申 告 証 明 書

職名及び氏名

姓	名	呼 称	年 月 日 生
氏	名	シ	年 月 日 没

原子力規制委員会 印

備考 この票紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

( 票 紙 )

特別料務費、特別料務費及び原子炉の規制に関する法律（第11条の2）

第11条の2 原子力規制委員会は、指定業務種別指定区域の指定又はその区域の拡張に際し、当地調査のため必要であるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、測量を従事させ、測量させ、又は当地調査の障害となる行為若しくは他、業務を妨害する者、若しくは測量させることができる。

第2 原子力規制委員会は、当該職員に当該規定による行為をせよとするときは、あらかじめ、当地の所有権者又は占有者（所有権や占有権が同一の権利にまつには、占有者、占有上の権利が同一の場合に限り）を通知し、業務の所有権及び占有者にその旨を通知し、意見を提出する機会をもちよむなければならない。

第3 第1項の規定は、自由帳及び帳簿において、宅地又は別荘、農等が課税された土地に立ち入りしてはならない。

第4 第1項の規定は、その身分を申請書に表明し、かつ、関係者の同意があるときは、これを省略しななければならない。

第5 土地又は建物若しくは他、業務の所有権者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りその他の行為を認め、又は妨げてはならない。

罰則 第1項の1号及び2号に違反する者は、5000円以下の罰金に処する。

～～～( 附 )

一の欄、第11条の2第4項の規定に基づいて、同条第1項の規定による立ち入りその他の行為を認め、又は妨げたる者

一の五～十二 ( 附 )